

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 都市計画事業の認可……………一
- ………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………一
- 公共測量の実施……………一
- ………(都市整備局都市基盤部調整課)……………一
- 建築基準法による意見の聴取……………一
- ………(都市整備局市街地建築部調整課)……………一
- 生活保護法による介護機関の指定……………二
- ………(福祉保健局生活福祉部保護課)……………二
- 保安林の指定予定……………四
- ………(産業労働局農林水産部森林課)……………四
- 都道の供用開始……………四
- ………(建設局道路管理部路政課)……………四
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………六
- ………(建設局道路管理部監察指導課)……………六
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定(二件)……………六
- ………(同)……………六
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………九
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………九
- 消防法に基づく命令(二件)……………九
- ………(東京消防庁)……………九

### 告示

●東京都告示第千六百六十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年十二月十二日

- 一 施行者の名称  
東京都知事 小 池 百合子
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
東京都都市計画公園事業第三・三・三  
十六号東板橋公園
- 三 事業施行期間  
平成三十年十二月十二日から平成三十二年三月三十一日まで
- 四 事業地  
取用の部分  
板橋区板橋三丁目地内  
使用の部分  
板橋区板橋三丁目地内

### ●東京都告示第千六百六十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、豊島区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十二月十二日

- 一 測量施行者  
豊島区
- 二 測量の種類  
公共測量(三級基準点復旧測量)
- 三 測量の区域  
豊島区東池袋四丁目及び東池袋五丁目各  
地内
- 四 測量の期間  
平成三十年十二月十五日から平成三十一年三月二十九日まで

### ●東京都告示第千六百六十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第三項ただし書及び第十項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住居、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成三十年十二月十二日

- 一 公聴会を行う日時  
東京都知事 小 池 百合子  
平成三十年十二月二十日(木曜日)午後二時から
- 二 公聴会を行う場所  
東京都庁第二本庁舎十階二〇三会議室  
新宿区西新宿二丁目八番一号
- 三 書面の提出先  
東京都都市整備局市街地建築部調整課審査担当(東京都庁第二本庁舎三階)  
新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話〇三(五三八八)三三二七
- 四 公聴会を行う理由  
次の建築許可をするため

- (一)
- 建築主住  
新宿区西新宿二丁目八番一号
  - 所氏名  
東京都
  - 建築敷地  
江東区辰巳二丁目二番二の一部ほか
  - 地域地区  
第一種中高層住居専用地域、準防火地域及び第三種高度地区
  - 工事種別  
既存建築物の概要 申請の概要  
観覧場・水泳場、公 増築

及び用途 衆便所、休憩所及び

ポンプ室 衆便所及び倉庫

敷地面積 約一六一、九三六平方メートル 増減なし

方メートル

建築面積 約二八、六〇三平方メートル 約八九三平方メートル

メートル

延べ面積 約六一、七四六平方メートル 約八九三平方メートル

メートル

構造及び階数 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造及び鉄骨

鉄筋コンクリート造 地上二階

ほか 地上四階地下一階

ほか

高さ 四五・〇〇メートル 三・六五メートル

ほか

適用条文 建築基準法第四十八条第三項ただし書

(二)

建築主住所氏名 渋谷区桜丘町四番二十三号

渋谷駅桜丘口地区市街地再開発組合

建築敷地 渋谷区桜丘町一番

地域地区 商業地域、防火地域、都市再生特別地区

(桜丘一地区)、桜丘地区地区計画及び駐車場整備地区

申請の概要

工事種別及び用途 新築 事務所、飲食店、診療所、大学、物販店舗、自動車車庫及び自転車駐車場

敷地面積 約八、〇七三平方メートル

建築面積 約七、八五八平方メートル

延べ面積 約一八四、七一九平方メートル

構造及び階数 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造

地上三十九階地下四階

高さ 一七九・九四メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第十項ただし書

●東京都告示第千六百七十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。))第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。の規定により、介護機関を指定したので、法第五十五条の三第一号及び生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条(中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年十二月十二日

東京都知事 小池百合子

介護保険 事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1312171106	医療法人社団けいせい会	東京都足立区江北6-24-6	医療法人社団けいせい会東京北部病院	東京都足立区江北6-24-6	訪問リハビリテーション	平成30年8月1日
1312171106	医療法人社団けいせい会	東京都足立区江北6-24-6	医療法人社団けいせい会東京北部病院	東京都足立区江北6-24-6	介護予防訪問リハビリテーション	平成30年11月1日
1333841251	佐藤 憲男	東京都府中市南町3-44-41	あおば歯科	東京都府中市住吉町2-18-1 中銀府中大国マンション1階	居宅療養管理指導	平成30年8月1日
1333841251	佐藤 憲男	東京都府中市南町3-44-41	あおば歯科	東京都府中市住吉町2-18-1 中銀府中大国マンション1階	介護予防居宅療養管理指導	平成30年11月1日
1331048669	横矢 重幸	東京都目黒区中目黒1-8-8 パリエンテ201	よこや歯科	東京都目黒区中目黒1-11-12 手塚ビル2階	居宅療養管理指導	平成30年8月1日
1331048669	横矢 重幸	東京都目黒区中目黒1-8-8 パリエンテ201	よこや歯科	東京都目黒区中目黒1-11-12 手塚ビル2階	介護予防居宅療養管理指導	平成30年11月1日
1373200987	株式会社東京介護サービス	東京都町田市真光寺町327-3	老人グループホーム 陽だまりの家町田	東京都町田市真光寺町327-3	認知症対応型共同生活介護	平成30年11月1日
1373200987	株式会社東京介護サービス	東京都町田市真光寺町327-3	老人グループホーム 陽だまりの家町田	東京都町田市真光寺町327-3	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成30年11月1日
1343052347	株式会社アポストークス	埼玉県北葛飾郡松伏町築比地795-1	井上薬局	東京都立川市曙町1-19-1	居宅療養管理指導	平成30年10月1日
1343052347	株式会社アポストークス	埼玉県北葛飾郡松伏町築比地795-1	井上薬局	東京都立川市曙町1-19-1	介護予防居宅療養管理指導	平成30年11月1日
1372110203	合同会社むつみあい	東京都足立区花畑1-15-16	ケアサービスむつみあい	東京都足立区保木間3-15-10 センチュリー保木間103	訪問介護	平成30年8月1日
1314021002	医療法人社団永山整形外科	東京都昭島市朝日町3-6-3	医療法人社団永山整形外科	東京都昭島市朝日町3-6-3	通所リハビリテーション	平成30年9月1日
1314021002	医療法人社団永山整形外科	東京都昭島市朝日町3-6-3	医療法人社団永山整形外科	東京都昭島市朝日町3-6-3	介護予防通所リハビリテーション	平成30年9月1日
1340654152	有限会社たかはし薬局	東京都台東区谷中3-18-4	たかはし谷中薬局	東京都台東区谷中3-18-4	居宅療養管理指導	平成30年11月1日

介護保険 事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1340654152	有限会社たかはし薬局	東京都台東区谷中3-18-4	たかはし谷中薬局	東京都台東区谷中3-18-4	介護予防居宅療養管理指導	平成30年11月1日
1340654749	株式会社ゆうま薬局	東京都台東区浅草橋5-10-12	ゆうま薬局	東京都台東区浅草橋5-10-12	居宅療養管理指導	平成30年10月1日
1340654749	株式会社ゆうま薬局	東京都台東区浅草橋5-10-12	ゆうま薬局	東京都台東区浅草橋5-10-12	介護予防居宅療養管理指導	平成30年11月1日
1343051828	有限会社イノウエ	東京都武蔵村山市三ツ藤2-27-19	まつなか薬局	東京都立川市西砂町6-6-19	介護予防居宅療養管理指導	平成30年11月1日

●東京都告示第六百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定であるので告示する。

平成三十年十二月十二日

東京都知事 小池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所

大島町元町字式千坪山三〇三番（次の図に示す部分に限る。）、三〇二番、三〇八番、三〇九番、字さどの尾六〇七番三（次の図に示す部分に限る。）、五八九番二、五九〇番、六〇七番一及び二、字上山五九五番一、五九七番、字ふきのうつ六〇二番一、字上の山六〇四番六、字岡の越六三二番、字間伏の尾六三三番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び大島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第六百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年十二月十二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月十二日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名

新宿国立

二 供用開始の区間

渋谷区本町四丁目四十九番八地先から中野区南台一丁目二十八番一地先まで

三 供用開始の概要

別図表示のとおり

四 供用開始の期日

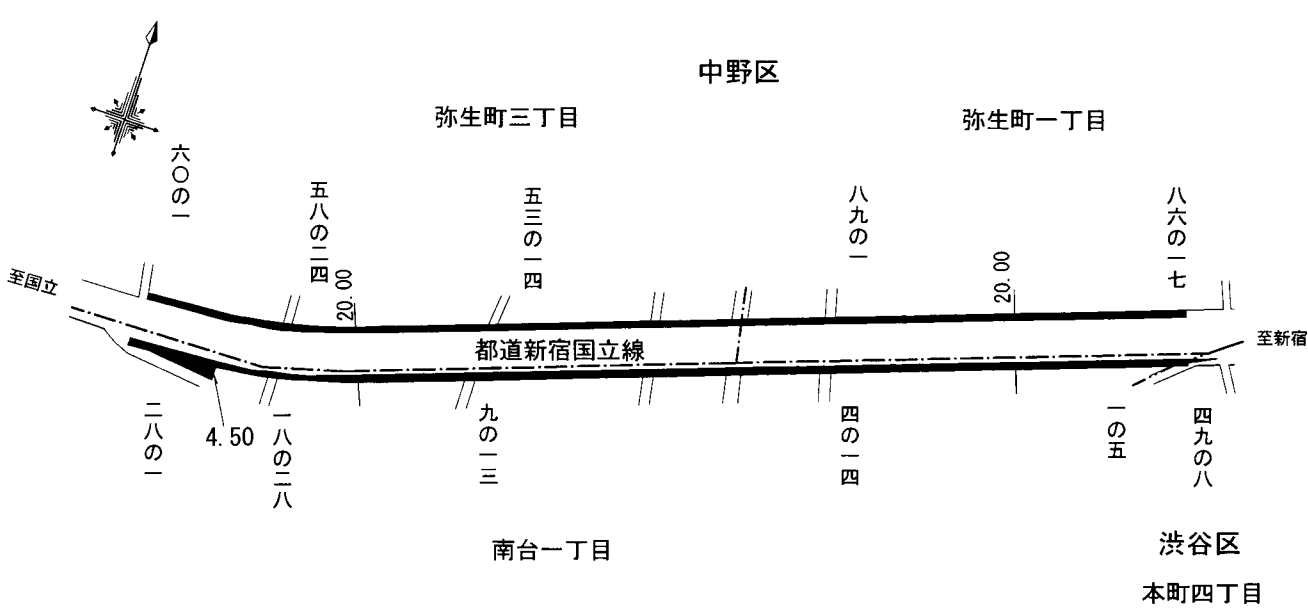
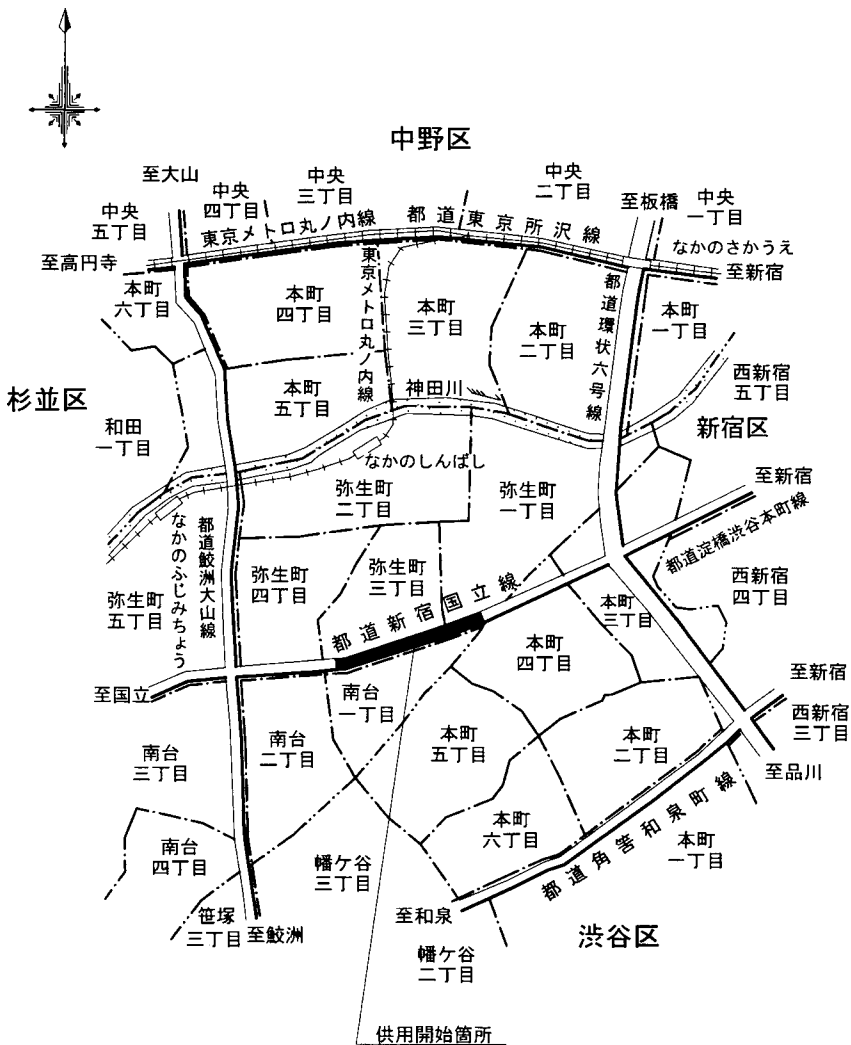
平成三十年十二月十二日

別図

都道新宿国立線供用開始略図  
渋谷区本町四丁目～中野区南台一丁目



都道  
特別区道  
延長  
面積  
一、九一五・四四平方メートル  
三、八五・一二メートル



●東京都告示第六百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年十二月十二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

新宿国立

二 占用を制限する区間

渋谷区本町四丁目四十九番八地先から中野区南台一丁目二十八番一地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

平成三十年十二月十三日

●東京都告示第六百七十四号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

平成三十年十二月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

都道町田調布線

二 指定する区間

稲城市大字坂浜字四十二号三千二百九十八番二地先から同市大字百村字十七号千六百四番九地先まで

三 指定の概要

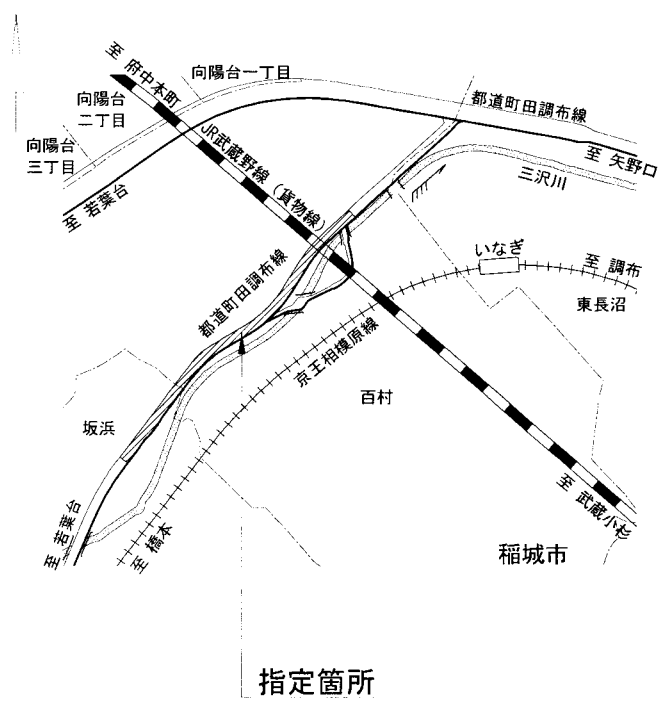
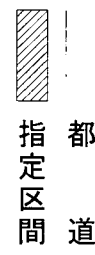
別図表示のとおり

別図

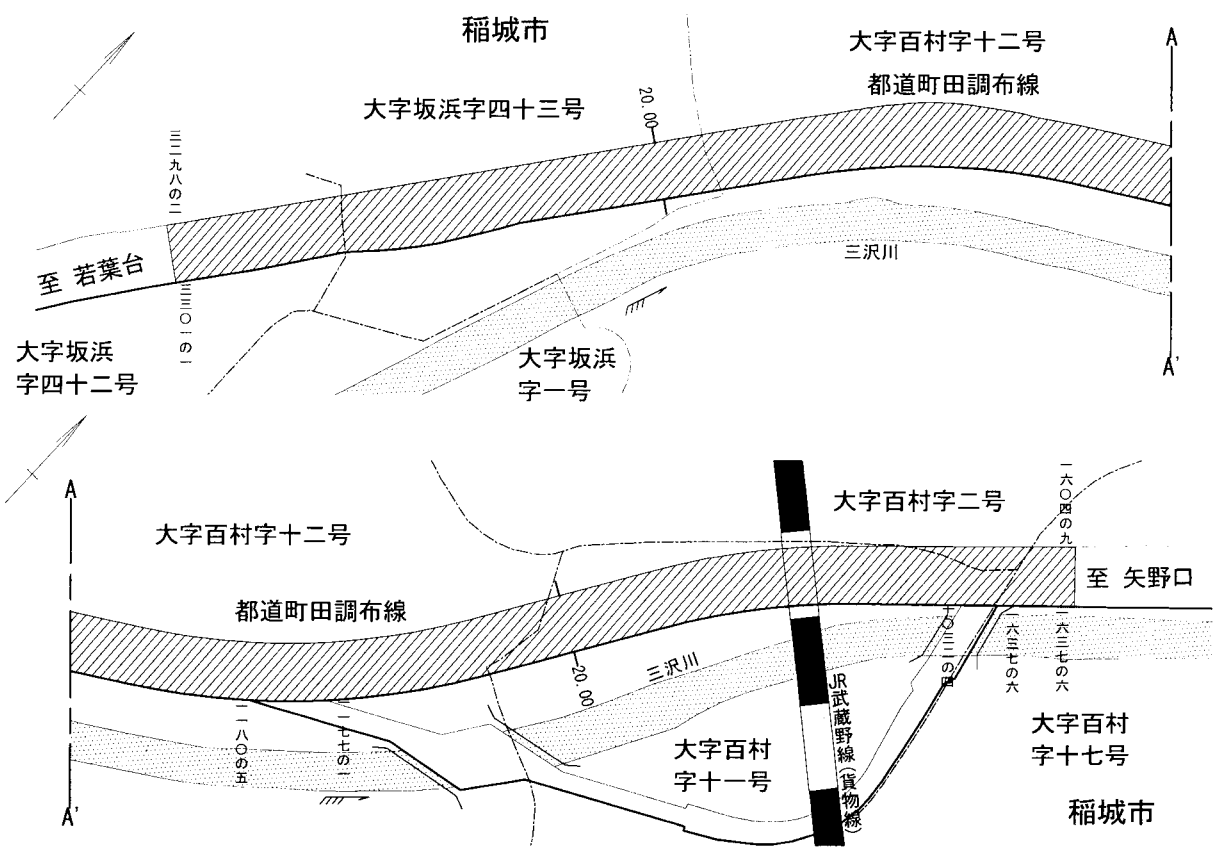
電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
都道町田調布線

稲城市大字坂浜と大字百村

(電線共同溝予定名称 町田調布・七号)  
延長 六九七・九四メートル



指定箇所

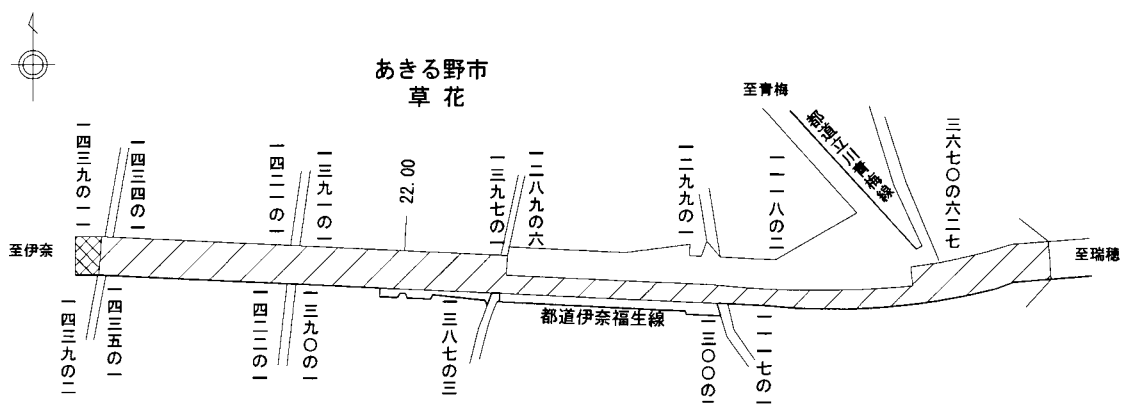
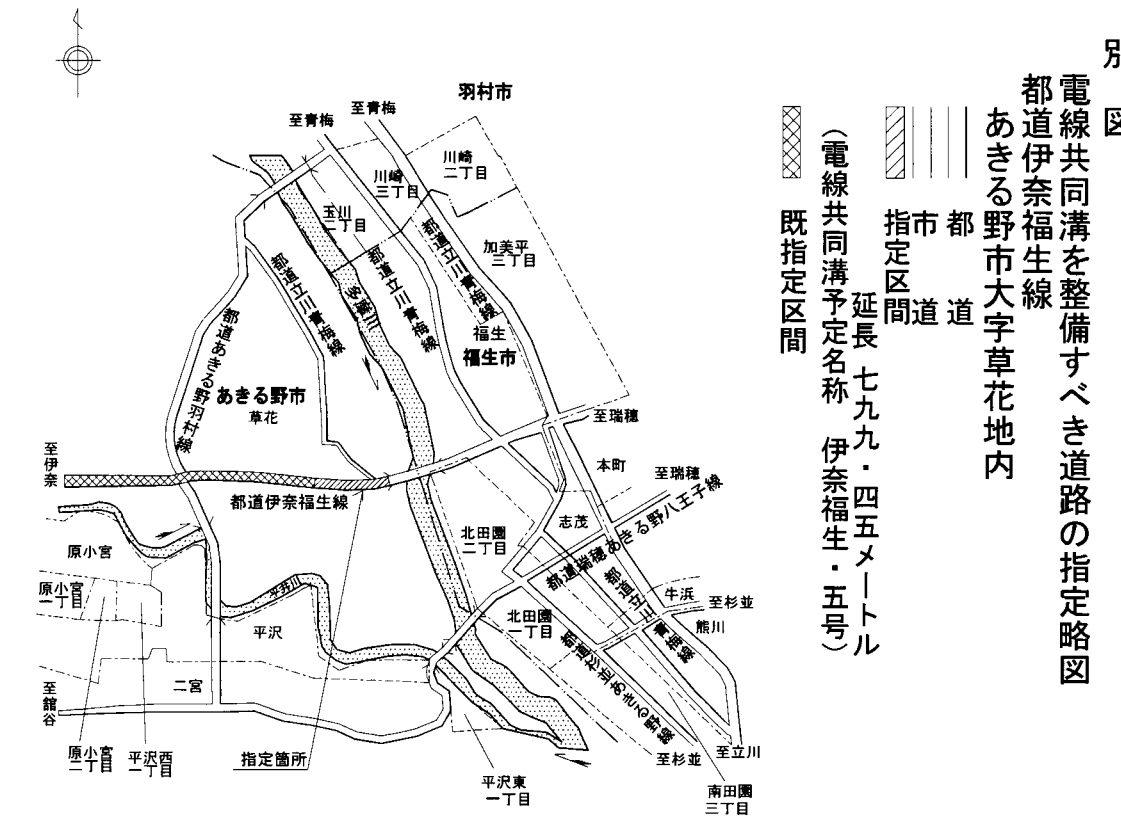


●東京都告示第千六百七十五号  
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
 都道伊奈福生線  
 あきる野市大字草花地内

延長 七九九・四五メートル  
 (電線共同溝予定名称 伊奈福生・五号)  
 既指定区間  
 指定区間  
 市道  
 都道



備すべき道路を次のように指定する。  
 平成三十年十二月十二日  
 東京都知事 小池百合子  
 一 路線名 都道伊奈福生線

二 指定する区間  
 あきる野市大字草花千四百三十九番二地先から同所三千六百七十番六百二十七地先まで  
 別図表示のとおり  
 三 指定の概要



公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年十二月十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成三十年十二月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 マチノマ大森
- 二 店舗所在地 大田区大森西三丁目一番三十八
- 三 設置者名 三菱商事都市開発株式会社
- 四 設置者住所 千代田区有楽町一丁目七番一号
- 五 変更前の店舗名 (仮称)大森西商業施設計画
- 六 変更後の店舗名 マチノマ大森
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 未定
- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ライフコーポレーション ほか十七名

九 変更日

十 届出日

十一 縦覧場所

十二 縦覧期間

十三 縦覧時間

平成三十年十一月一日

平成三十年十一月二十二日

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

平成三十年十二月十二日から平成三十一年四月十二日まで。ただし、

東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

消防法に基づく命令の公告について

消防法(昭和二十三年法律第八十六号。以下「法」という。)第十七条の四第一項の規定により命令を行ったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年十二月十二日

東京消防庁

田園調布消防署長 宮 川 克 広

一 防火対象物の所在地 大田区田園調布三丁目四十番四号

二 防火対象物の名称 本庄邸・クリニックDO田園調布

三 命令を受けた者 本庄 陽子

四 命令事項 平成三十一年一月三十一日までに、二の防火対象物に自動火災

報知設備を設置すること。

五 命令年月日 平成三十年十月二十四日

消防法に基づく命令の公告について

消防法(昭和二十三年法律第八十六号。以下「法」という。)第十七条の四第一項の規定により命令を行ったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年十二月十二日

東京消防庁

田園調布消防署長 宮 川 克 広

一 防火対象物の所在地 大田区田園調布三丁目四十番四号

二 防火対象物の名称 本庄邸・クリニックDO田園調布

三 命令を受けた者 本庄 達哉

四 命令事項 平成三十一年一月三十一日までに、二の防火対象物に自動火災

報知設備を設置すること。

五 命令年月日 平成三十年十一月二日

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山二丁目十三番七  
号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001